第10号議案

旅費条例の一部を改正する条例の件

旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和２年２月18日提出

神戸市長　久　　元　　喜　　造

旅費条例の一部を改正する条例

旅費条例（昭和27年７月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第３条第６項中「第４項」を「第５項」に改め，同項を同条第７項とし，同条第５項中「前４項」を「前各項」に改め，同項を同条第６項とし，同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め，同項を同条第５項とし，同条第３項の次に次の１項を加える。

４　風水震火災その他非常災害による交通遮断，交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により，職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道１キロメートル未満であるものを除く。）が，常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは，規則で定めるところにより，当該職員に対し，鉄道賃，船賃又は車賃を支給することができる。

第10条中「第４項」を「第５項」に改める。

第26条第１項中「旅行した場合その他」の次に「当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上」を加え，「旅費の支給を受けた場合には，不当に旅行の実費をこえることとなる部分の旅費について，その全部又は一部」を「旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては，その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費」に改め，同条に次の２項を加える。

４　任命権者は，公務上必要と認められるときは，第３条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり，当該旅費に相当する額の全部又は一部を，旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

５　前項の規定による支払があつたときは，第３条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし，旅行に係る役務の提供がなかつたときは，この限りでない。

別表第１号の表中「11,400円」を「12,500円」に，「10,000円」を「12,500円」に改める。

附　則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。

理　　　由

旅費の支給対象及び宿泊料の規定の見直し等に伴い，条例を改正する必要があるため。

（参　考）

旅費条例　ぬきがき

（＿＿は，改正部分を示す。）

（現　　行）	（改　正　案）
（旅費の支給）	
第３条　略	
２，３　略	
	４　風水震火災その他非常災害による交通遮断，交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により，職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道１キロメートル未満であるものを除く。）が，常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは，規則で定めるところにより，当該職員に対し，鉄道賃，船賃又は車賃を支給することができる。
４　前３項の規定に該当する場合を除く外，法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には，その者に対し，旅費を支給する。	５　前各項
５　前４項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には，当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第４条第３項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され，又は死亡した場合において，当該旅行のため既に支出した金額があるときは，当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。	６　前各項

6　第１項から第４項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が，旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には，概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には，その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。	7　第５項
（証人等の旅費） 第10条　第３条第３項及び第４項の規定により支給する旅費は，他に特別の定がある場合を除く外，任命権者が市長に協議して定める旅費とする。	第５項
（旅費の調整） 第26条　任命権者は，旅行者が公用の交通機関，宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例又は旅費に関する他の法令その他の規程による旅費の支給を受けた場合には，不当に旅行の実費をこえることとなる部分の旅費について，その全部又は一部を支給しないことができる。	当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては，その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費
2，3　略	
	4　任命権者は，公務上必要と認められるときは，第３条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり，当該旅費に相当する額の全部又は一部を，旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。
	5　前項の規定による支払があつたときは，第３条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし，旅

<u>　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　</u>

<u>　　　　　</u>

別表（第14条―第17条関係）

(1) 日当，宿泊料及び食卓料

級	区分	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）
略	略	略	略	略
３級	７級の職務にある者及びこれに準ずる者	2,200円	<u>11,400円</u>	2,200円
４級	６級以下の職務にある者及びこれに準ずる者	1,900円	<u>10,000円</u>	1,900円

(2)　略

<u>行に係る役務の提供がなかつたときは，この限りでない。</u>

			<u>12,500円</u>	
			<u>12,500円</u>	